

# 地 域 再 生 計 画

## 1 . 地域再生計画の名称

夕張地域雇用再生計画

## 2 . 地域再生計画の作成主体の名称

北海道、夕張市

## 3 . 地域再生計画の区域

夕張市の全域

## 4 . 地域再生計画の目標

### ( 1 ) 地域の現状

夕張市は、北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、豊かな森林や清流に囲まれた標高約 200m の高原都市である。

明治中期（1888 年）に石炭が発見されて以来、石炭産業を基幹とした本道有数の産業都市として発展してきたが、昭和 30 年代後半以降の国のエネルギー政策の変革に伴い、最盛期に 24 あった炭坑が平成 2 年をもって全て閉山となり、人口もかつての 12 万人弱から 10 分の 1 近くに激減している。

石炭に替わる産業の柱として本市が取り組んできたのが、観光と食産業である。かつての炭鉱跡地を利用し、昭和 58 年（1983 年）にオープンした「石炭の歴史村」及びスキー場、ホテルの整備に加えて、「幸福の黄色いハンカチ」「北の零年」などの映画ロケ地の活用や「ゆうぱり国際ファンタスティック映画祭」などのイベントと連動した交流・滞在型の観光振興に努めてきた。

農産物では全国ブランドとして定着している「夕張メロン」の他、ナガイモが全国的に名高く、市が出資した第三セクターにおいてこれらを原料とした菓子や酒類を生産し、付加価値の向上と雇用の場の創出に努めてきたところである。

しかしながら、人口の激減や高齢化、長引く不況等に起因する負の連鎖の下、こうした産業構造転換に向けた取組は十分な成果をあげているとは言い難い。加えて「産炭地域振興臨時措置法」の失効により国からの交付金が削減されて市財政は加速度的に悪化し、「地方財政再建促進特別措置法」の下での財政再建を目指すに至っている。これに伴って、観光施設やスキー場、ホテル、食品工場などの運営を市から受託していた第三セクターの経営が破綻したほか、医療や教育、福祉などの公共サービスの廃止・縮小されるなど、市民の暮らしや地元経済への深刻な影響が懸念されている。

危機的な状況の下、市外の支援者と連携して、旧第三セクター施設の承継や行政サービスを補完するための取組が始まっている。こうした市民自らの努力に呼応して、旅行会社が地元

NPOと連携してボランティアを募った「除雪バスツアー」を実施したり、首都圏のコンビニエンス・ストアなどで夕張関連商品の特集コーナーが設置されるなど、道内外の市民・企業からの支援の輪が広がりつつある。

また、北海道では19年3月に「北海道産炭地域産業振興方針」を策定し、夕張市をはじめとする産炭地域において、関係機関と連携して地域の資源や特性を活かした産業振興施策に重点的かつ集中的に取り組んでいるところである。

## (2) 地域の課題

上記を踏まえ、夕張市及び夕張商工会議所を中心に地域資源を活用した新たな産業の振興に向けた取組を実施しているが、効果的な展開を図る上で以下の課題が挙げられる。

### 雇用のミスマッチ

大量の離職者が発生している一方で、地元の工場やメロン農家等における求人に対して未充足であるなどのミスマッチが生じており、こうした人材難が続くと企業立地の阻害や既存企業の市外流出を誘発することが懸念される。このため、地域の求職者に対して企業等が求めるスキルや基本的な知識を習得させるとともに、きめの細かい就職相談を通じて就職に対する意識改革を行う必要がある。

### 地域の食材の高付加価値化や販路拡大を担うノウハウ・人材不足

全国的に高まった夕張に対する支援の機運を活用しつつ、「夕張ブランド」の産品を拡充発展させるための販売ノウハウや加工技術をもつ中核人材が不足している。

### ニューツーリズムを担うノウハウ・人材不足

滞在型観光をはじめとしたニューツーリズムに対する知識と理解が不足しており、自然環境、映画施設、産業遺産等を活用したバラエティに富んだサービスメニューが策定されるに至っていない。

### 外国人観光客に対応するノウハウ・人材不足

近年、地元スキー場において、台湾、香港、韓国、中国等からの観光客が来訪しているが、語学や習慣に精通した人材が少ないため、来訪客の満足度を高めてリピーターや商品販売の増加に結びつけることが難しい。

### コミュニティビジネスを担うノウハウ・人材不足

住民の間のコミュニティビジネスによって、自らの暮らしに必要なサービスを賄っていかこうとする機運が高まっているが、具体的なビジネス企画を行う中核的人材が育っていない。

## (3) 今後の取組

本計画により、財政破綻を踏まえて高まった市民や企業等によるまちづくりエネルギーを推進力として、地域に存在する食材、産業遺産、観光施設などを新たな視点で有効活用すると

ともに、行政サービスの低下を補うコミュニティビジネスの振興を通じて、夕張市における暮らしと経済の再建及び雇用の創造を図る。

本計画の目標指標を以下のとおり設定する。

目標

地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による雇用創出 181人

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

本地域の再生を図るため、食や観光などの地域資源を活用した新たな産業の振興を担う人材の育成及び就職支援を通じて、地域における雇用の創出と経済の再建を目指す。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5 - 3 その他事業

#### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置を活用する事業

##### (1) 支援措置の名称及び番号

地域雇用創造推進事業【B0902】

##### (2) 実施主体

夕張市雇用創造促進協議会

構成員 夕張市、夕張商工会議所、夕張市農業協同組合、NPO 法人ゆうばり観光協会、夕張金融協会、北海道空知支庁

##### (3) 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

内 容	対 象 者
(1)地域求職者向けの情報提供 ・しごとステーションゆうばり（地元企業情報の収集、求職者カウンセリング、就職セミナー、企業説明会）	地域求職者 等
(2)夕張ブランドを構築する人材の育成 ・マーケティングセミナー ・マーケティング中核人材養成講座 ・加工技能者養成講座 ・加工技術者派遣研修	地域求職者及び地域企業従事者

(3)ニューツーリズムを担う人材の育成 ・ニューツーリズムフォーラム ・夕張総合案内ガイド養成講座 ・滞在型観光中核人材養成講座	地域求職者及び地域企業従事者
(4)外国人観光客に対応できる人材の育成 ・ホスピタリティ語学講座	地域求職者及び地域企業従事者
(5)コミュニティビジネスを担う人材の育成 ・起業家育成セミナー	地域求職者及び起業希望者

### 5 - 3 - 2 地域再生の取組の支援に資する事業

#### (1) 地域再生計画名称

「地域力向上による夕張再生プロジェクト」

#### (2) 作成主体

夕張市

#### (3) 活用している支援措置の名称及び番号

市民活動団体等支援総合事業【C2001】

#### (4) 実施主体

ゆうばりフロンティアネットワーク

(NPO 法人ゆうばり観光協会、NPO 法人ゆうばりファンタ、夕張青年会議所、夕張商工会議所、夕張市社会福祉協議会)

#### (5) 支援措置を受けて行う事業内容

- ・市民ネットワークの形成(市民セミナー、市民への情報発信、市民フォーラム)
- ・地域の課題解決や活性化に向けた検討と実践(市民生活支援方策、地域活性化方策)

### 5 - 3 - 3 その他支援措置によらない独自の取組

内 容	実施主体
(1)全国の支援者と連携促進 幸福の黄色いハンカチ基金 がんばれ夕張 - 北の大地応援募金 夕張応援フェア	夕張市 夕張青年会議所 等 道、協賛企業

<p>(2)市内中小企業の経営支援 経営相談・融資斡旋</p>	<p>夕張商工会議所</p>
<p>(3)地場産品の販路拡大 夕張観光物産展 夕張映画祭とタイアップした地元物産展 インターネットを活用した情報発信</p>	<p>夕張市、夕張商工会議所、協力自治体等 夕張商工会議所、ゆうばり観光協会 他 夕張商工会議所、ゆうばり観光協会</p>
<p>(4)ニューツーリズムの振興 映画関連観光の振興 炭鉱遺産を活用した観光振興  スポーツ観光の振興</p>	<p>ゆうばり観光協会、夕張市、夕張商工会議所 炭鉱の記憶推進事業団、夕張市、夕張商工会議所  ゆうばり観光協会、夕張市、夕張商工会議所 他</p>
<p>(5)外国人観光客の誘客促進 インターネットを活用した情報発信</p>	<p>ゆうばり観光協会、夕張商工会議所</p>
<p>(6)コミュニティビジネスの振興 創業・新事業展開支援</p>	<p>夕張商工会議</p>
<p>(7)地域資源を活用した産業・雇用おこし 北海道産炭地振興方針 地域の雇用おこし</p>	<p>道、夕張市、北海道産炭地振興センター他 道、夕張市</p>

## 6. 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

## 7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

事業利用者に対するきめの細かいフォローアップコールや各年度ごとに夕張雇用創造促進協議会から事業利用者に対しアンケート調査を実施して就職状況を的確に把握するとともに、市内企業に対して定期的に訪問調査を行なって雇い入れ状況を把握し、事業の実施状況、雇用創造効果の見込みの達成状況等事業の実績及びそれに対する評価を実施する。

8. その他地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項  
特になし